

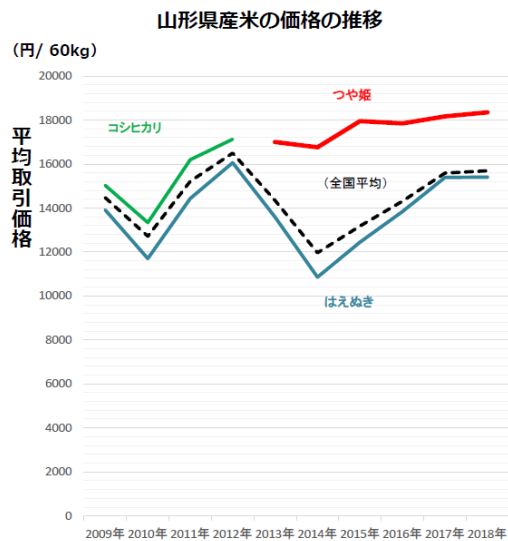
## 新品種開発促進の重要性

### 優良な新品種が支える我が国農業

- 農業分野における知的財産の重要性が増す中、植物新品種は我が国農業の発展を支える重要な要素となっています。
- 環境や消費者の嗜好に合った新品種の開発により、生産性の向上や付加価値が増加し、農業者も消費者も利益を享受してきました。

### 適切に管理された品種への更新は農業者の所得向上につながる

- 登録品種は既存の品種にない特長をもっており、栽培地域の限定や徹底した品質管理により差別化して販売しやすいのです。
- 高値で取引される優良な登録品種（ブランド品種）は、無断栽培や海外流出のリスクも高く、それによる逸失利益も大きいのです。



### 【種苗法による「つや姫」の取り締まり事例】

- 2012年4月 愛知県の農家が都内の米穀店から購入したつや姫の玄米から無許諾で種苗を増殖し、ウェブサイトを通じて埼玉県や宮城県の農業者に販売した。
- 山形県職員が確認し警察へ通報。捜査の結果被疑者を逮捕(同年7月)、起訴された。
- 山形地裁で懲役1年6月、執行猶予3年、罰金50万円の有罪判決が下された(同年10月)

## 優良品種の海外流出

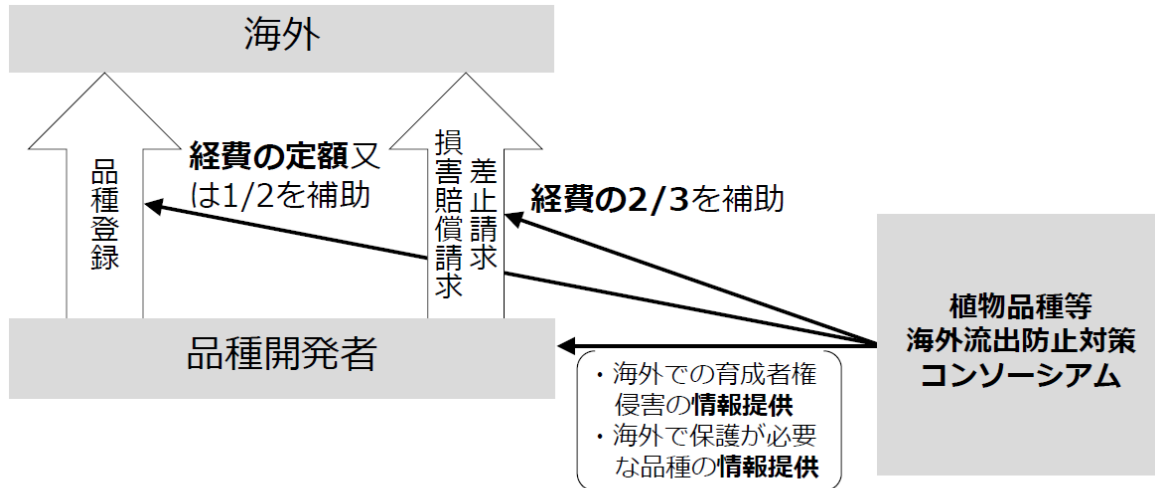
### 我が国で開発された優良品種の海外流出



海外への品種登録出願や育成者権侵害対策の支援

•海外で我が国で開発された優良な品種が無断で栽培されないように、海外における我が国開発品種の侵害情報の収集や、育成者権取得や権利侵害対応に対して一元的に支援を行っています。

•農林水産省の種苗制度の検討会でも、法制度の見直しに加えて海外における品種登録の促進、海外における育成者権の行使を実施するための体制の整備が求められています。



- ① 植物品種等海外流出防止総合対策事業【令和2年度予算額 137（100）百万円】（令和元年度補正予算額 312 百万円）
- ② 農業知的財産保護・活用支援事業【令和2年度予算額 78（-）百万円】

引用）種苗制度をめぐる現状と課題 令和2年12月（農林水産省）